

会 議 議 事 録

1 会議名	令和元年度 長岡市男女共同参画審議会
2 開催日時	令和元年8月26日（月曜日） 午後2時から午後4時まで
3 開催場所	まちなかキャンパス長岡5階 交流ルーム
4 出席者名	<p>【委員11名】 赤塚 千明 石川 伊織 黒岩 海映 小林 守 小林 幸枝 櫻井 真理 長島 久子 樋熊 憲子 深見 政英 米山 宗久 鷲尾 達雄</p> <p>【事務局5名】 竹内市民協働推進部長 金垣人権・男女共同参画課長 神保人権・男女共同参画課課長補佐 星人権・男女共同参画課主査 卯津羅人権・男女共同参画課臨時職員</p> <p>※ 他に関係課職員18名が同席した</p>
5 欠席者名	<p>【委員1名】 高橋 義宏</p>
6 議題	<p>(1) 長岡市男女共同参画審議会について ①会長・副会長の選出 ②長岡市男女共同参画審議会の役割</p> <p>(2) 平成30年度実施状況・令和元年度実施計画について</p> <p>(3) 意見交換</p>
7 審議の内容	
発言者	議 事 内 容
市民協働推進部長	<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ 本日は、お忙しいところ長岡市男女共同参画審議会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今年度は「第2次ながおか男女共同参画基本計画」の3年目、折り返しの年です。次期計画に向けた検討の時期でもあると考え、委員改選におきましては、11名の方から再任、1名の方から新たに委員に就任いただきました。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>本日は、改めて審議会の役割などを説明させていただくとともに、男女共同参画基本計画の推進状況について説明をさせていただきます。委員の皆様</p>

事務局	<p>方におかれましては、今までどおり厳しく、そして温かく指導いただければ幸いです。</p> <p>結びに、委員に就任していただきましたことへの感謝と、皆様の自由闊達な議論をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。</p> <p>3 自己紹介</p> <p>4 議 題</p> <p>(1) 長岡市男女共同参画審議会について</p> <p>①会長・副会長の選出・・・立候補、推薦なし。事務局一任の声により決定。 ②長岡市男女共同参画審議会の役割・・・資料No.1に基づき事務局から説明。</p>
会長	<p>(2) 平成30年度実施状況・令和元年度実施計画について</p> <p>それでは、(2)平成30年度実施状況・令和元年度実施計画について、各基本目標（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）ごとの主な取り組みの全体の説明をお願いします。</p>
人権・男女共同参画課	<p>各基本目標（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）ごとに主な事業の取り組みを説明します。説明は資料No.2「進捗管理表」で行います。先ほど説明しました基本目標、主要施策、事業の一覧です。なお、委員の皆様から、進捗管理表の再掲や予算額の説明、男女別人数の記載、事業見直しの説明などは、わかりにくいという意見をいただきました。指摘をいただいた点は、次期の進捗管理表をまとめる際に留意したいと思います。</p> <p>令和元度は、実施課が20課。事業数は76事業。予算総額は、約19億円となっています。前年度予算比約8%増。地域・社会活動での男女共同参画推進としてのコミュニティセンターの整備、あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発としての外国人市民生活相談・情報提供等経費などの増額が理由です。本日お配りしています関係チラシについても適宜紹介させていただきます。</p> <p>基本目標Ⅰ「男女平等の実現に向けた社会環境を整備する」の事業については、1ページから38ページに記載しています。男女平等の意識啓発や男女平等教育の推進、政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進や健康支援、貧困問題の解決に向けた環境整備など全体的な社会環境の整備についてとりあげております。</p> <p>5、6ページをご覧ください。「事業No.03 男女平等センターウィルながおかでの意識啓発事業」です。本日お配りしました資料の中にある水色の冊子がございます。市民団体やボランティアの皆さんと運営をしております男女</p>

平等センター、愛称・ウィルながおかの昨年の活動内容をまとめたものです。5ページに、年間の活動実績の一覧があります。この審議会でもいただいた意見や市民意識調査、活動団体の皆さんの話し合いなどを反映しながら、毎年講座や交流事業、相談室の運営や相談事例の中から見えてきた課題を抽出したセミナー、情報誌の発行事業等、一覧表の事業を行っております。活動交流支援事業の欄の真ん中に、第32回ウィルながおかフォーラムがあります。毎年秋に開催しております。ウィルながおかに登録した29の市民団体の活動発表の場でもあり、センター事業では一番大きな事業です。27ページからがフォーラムの記録集です。今年はメインイベントに「心のストレッチ」をテーマに、声優の佐久間レイさんに講師をお願いする予定で準備を進めています。皆様にお配りしましたが、市民ボランティアの編集委員の企画・作成の情報誌「あぜりあ」では「デートDV」を特集しました。その他の事業につきましても、後ほど冊子をご覧ください。

12ページをご覧ください。「事業No.09 政策方針決定過程への女性参画割合向上」です。平成30年度の登用率は32.0%でした。令和元年度の登用率は今後公表予定ですが、横ばいの見込みです。令和3年度の目標値33%の達成に向け、全庁に対して働きかけを継続していきたいと考えています。

16ページをご覧ください。「事業No.16 女性活躍推進事業」です。平成30年度から、既存の事業をもとに、補助金を活用して、新たに女性活躍応援プロジェクトを開始しました。講演会、セミナーなどにのべ504人の参加がありました。なお、今年度のセミナーのチラシをお配りしました。後ほどご覧ください。

基本目標Ⅱ「あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図る」については、39ページから75ページに記載しています。事業は23です。あらゆる場面で女性が活躍するため、広く子育て支援策や、介護基盤の整備、働き方改革の啓発事業などで、女性活躍推進法の女性活躍推進計画として位置づけた事業の多くは、この基本目標の下にあります。

39ページをご覧ください。「事業No.32 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画の情報提供」です。平成30年度は、長岡大学、長岡造形大学の学生を対象に若者向けセミナーを開催しました。今年度も若者向けセミナーを継続して実施します。

41ページをご覧ください。「事業No.33 ワークライフバランス普及の意識醸成」です。長岡市女性活躍推進会議を開催し、各機関の取り組みについての情報共有と事業連携について協議しました。今年度は9月以降に開催予定です。

会長	<p>基本目標のⅢ「配偶者からの暴力を根絶する」は、76 ページから 91 ページに記載しています。事業数は 13 です。ここは配暴法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）に基づく市町村の基本計画にあたる部分です。長岡市では、DV 以外にも外国人市民や高齢者、障害のある方や児童虐待など支所地域も含め、様々な分野で相談窓口を設置しております。こうした相談窓口を担当する部署、また長岡市以外の関係機関が横の連携を図る体制の整備に努めています。</p> <p>80 ページをご覧ください。「事業No.58 安全・安心な相談窓口の体制整備」です。ウィルながおか相談室への昨年度 1 年間の相談件数は、1,242 件でした。平成 29 年度に比べ、59 件増となり、ここ数年増加傾向にあります。なお、今年度から、新たに性的少数者（LGBT）理解促進・支援事業に取り組んでおり、相談窓口の強化のため、本日お配りしたチラシの作成・配布を行ったほか、相談員の研修拡充、相談員と当事者団体で意見交換を行います。</p> <p>83 ページをご覧ください。「事業No.61 配偶者暴力相談支援センターの運営」です。配偶者暴力相談支援センターへの昨年度 1 年間の相談件数は、816 件でした。平成 29 年度に比べ若干減少しましたが、複雑な事案が増えています。長岡市の配偶者暴力相談センター業務の特徴は、市内の NPO 法人に専門的なカウンセリング、支所地域への出前相談等の一部業務を委託して、官民協働の体制で、相談から一時保護、その後の自立までの一連の支援を相談者の状況や能力に合わせて行っています。経験豊かな相談員が、そのケースに応じて、警察や医療機関、市の他の相談窓口とも連携を図りながら、支援のコーディネートをしっかりとしているところです。</p> <p>基本目標のⅣ「男女共同参画の推進体制を充実する」は、92 ページから 102 ページに記載しています。事業数は 9 です。</p> <p>102 ページをご覧ください。「国・県および周辺市町村などとの連携」です。本日お配りのチラシをご覧ください。本年度から長岡技術科学大学を中心に、文部科学省の補助事業として、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」が開始されました。女性研究者・技術者を支援し、増やすことを目的としており、長岡市も協力機関として参加しています。男女共同参画の推進のため、積極的に連携していきたいと考えております。なお、チラシは 9 月 13 日のキックオフシンポジウムの案内です。参考にお配りさせていただきました。</p> <p>続いて、今回委員の皆さまから出していただいた意見・質問と、それに対する担当課からの回答が、配布資料の No. 3 「進捗状況に関する質問・回答一覧」にまとめられています。時間の都合上、あらかじめ決めさせていただ</p>
----	---

<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>た6つの項目に関して、担当課から詳細について口頭で回答・説明をお願いしたいと思います。それでは、まず事業No.02について進捗管理表4ページ、質問・回答一覧1ページをご覧ください。では担当課からお願いします。</p>
<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>(資料No.2、事業No.02【メディア・リテラシー(情報読解能力)の学習機会提供】について)</p> <p>事業No.02について、「実施状況として、記載情報を種別に分けてチェックし、その結果2,723点等に対しての別冊の報告書(案)がありますが、指摘事項の対処はどのようにされるか等を書き込んではいかがでしょうか。」という意見をいただきました。資料No.3の1ページ目に回答を記載しておりますが、資料No.4の「男女共同参画に関する調査・研究報告書(案)」の3ページをご覧ください。こちらに調査過程と今後の予定を掲載しています。この報告書案につきましては、当審議会に報告し、いただいた意見などを踏まえ、来年度に、メディア・リテラシー(情報読解能力)の学習機会の提供のための、追加調査や研修会などを実施したいと考えています。そのため、対処方法などについての記述は、今回は行っていないという状況です。今後の予定にありますとおり、計画の最終年度の令和3年度に報告書として(案)を取って公表したいと思っており、来年再来年と検討の中で、担当課と意見交換をしながら、指摘事項についての対応を記入し、報告書としてまとめたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>この件に関して質問いただきましたが、さらに意見・質問はございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>できる限り早くといいますか、やれることはできる限り早くされたほうがいいかなと思います。そういった面でよろしくお願いします。</p>
<p>人権・男女共同参画課 会長</p>	<p>承知しました。</p> <p>これは昨年の審議会でも出てきた、調査・報告書(案)の話ですよね。メディアリテラシーに関しては、昨年にも「調査をする」と出ていました。今回のところでまだ(案)になっているということは、実施年度が令和3年まであるので、まだ(案)の段階だ、という理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>調査・研究としては、平成30年度に調査を行って、この報告書(案)は30年度の調査では不足があったという認識で、今年の調査もいれてまとめたも</p>

<p>会長</p>	<p>のです。先ほどの説明から前後して恐縮ですが、調査・報告の事業とメディアリテラシーの事業の二つ事業がありまして、メディアリテラシーの事業としては、この報告書を作る過程での研修会やそれから調査過程をメディアリテラシーの事業として位置付けています。調査・研究は最終的にそれをまとめたものを成果と考えています。二つの事業がクロスしているところがあって、それで少しわかりにくいところがありますが、ただ作るだけではなくてその過程もできれば事業化したいということで、最終的な調査・報告書の作成を令和3年度にしています。</p> <p>ということつまり、これができあがるまでは何もしないという話ではなくて、現にやっているから今こういう報告案があがってきているというふうに理解すればよろしいですね。</p> <p>続いて事業No.05、進捗管理表8ページ、質問・回答一覧2ページについて、学校教育課からお願いします。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>(資料No.2、事業No.05【小・中学校の児童生徒への男女共同参画学習】について)</p> <p>学校教育課です。いただいた質問について、回答したいと思います。一覧表の8ページ、小中学校の児童・生徒への男女共同参画学習という部分です。ひとつは表記の部分で30年度の実施状況の記載でしたが、「学習します」という表記の仕方になっておりました。これは「学習しました」と指摘通り訂正したいと思います。申し訳ございませんでした。それから大きな質問趣旨の中で、小中学生への男女共同参画の学習の部分ですが、ここの各年度の実施状況の取り組みのところ、各学校において、道徳の時間を中心に行ったという形での表記をしています。当然、学校教育活動全体を通じて、このような男女共同参画の趣旨に伴う学習は行っていますが、特に道徳の時間以外の部分については、社会科などにおいて歴史の分野あるいは公民等の内容の中で、男女共同参画に関する取り組みについて指導しているところです。また、保健体育の分野については、男女の体あるいは成長の違いを指導するなどこういった機会をとらえて男女共同参画について指導しております。また学校教育活動全体を通じてですが、集団での活動のありかた、あるいはキャリア教育につなげるような活動においても随時その男女共同参画の趣旨を取り入れた中で学習活動の指導を展開しているところです。</p>
<p>会長</p>	<p>この件に関しまして、委員から本質的な質問がでていますので意見をお願いいたします。</p>

委員	<p>道徳が教科になり、その中で男女共同参画の学習をしていると思いますが、それ以外の教科においても、例えば教科書の中で女性が活躍している姿が出た場合、それをスルーするのではなく、その当時に女性が活躍していたということに、目を向けさせるように指導していただきたいと思います。家庭科を男子生徒も受けていますが、各教科の教材の中でも家庭のことは女性がするという内容がまだまだ多いかと思います。今は理科や数学でも女性の先生が教えています。ぜひ、全部の教科において、「男子も女子も関係ないんだ」ということを、教科書の内容で男女共同参画に触れる記述があったら、指摘していただきたいです。</p>
会長	<p>この件に関して他の委員の皆さまから追加の質問はありませんか。</p> <p>私からも、一つお伺いいたします。学校の場合は、教科ごとの指導になっているので、教科に丹念に落とし込まないとなかなか指導できないと伺っております。ですので、委員からの指摘というのは、各教科の中でも伝えられることがあるのではないのか、とのことだったと思います。よろしく、今後とも配慮をお願いしたいと思います。</p> <p>事業No.56 と 61、進捗管理表 77・83 ページ、質問・回答一覧 14 ページについて、人権・男女共同参画課からお願いします。</p>
人権・男女共同参画課	<p>(資料No.2、事業No.56【外国人、障がい者、高齢者に配慮した相談窓口の周知】、事業No.61【配偶者暴力支援センターの運営】について)</p> <p>資料No.3の14ページをご覧ください。事業No.56、資料No.2の77ページにつきまして、「体の不自由な方、耳の聞こえない方、目の見えない方、知的障害のある方、精神障害のある方などに対してどういう具体的な配慮をしていますか」という質問をいただきました。男女共同参画の主管課の考えを聞きたいということで、人権・男女共同参画課が回答します。このような障害者用のパンフレットを作成し配布しているところです。そのほか、庁内DV被害者支援連絡会議を設置し、関係各課が連携し、障害のある方が、どの窓口に行っても適切に繋がり、所管課とともに支援にあたる仕組みをつくっています。今後とも、相談者の支援を大切に考え、情報共有・連携を図っていきたいと考えています。</p> <p>15ページをご覧ください。事業No.61、資料No.2の83ページについて、「耳の聞こえない方や目の見えない方がDV被害にあった時にどうやって窓口へアクセスしたらよいのですか」という意見をいただきました。「現在の体制では電話・面接以外の相談受付は難しく、障害者基幹相談支援センターなど</p>

<p>会長</p>	<p>と連携を強化しているため、DVが疑われる場合は最寄りの相談機関から繋がる事例が多くあります。長岡市配偶者暴力相談支援センターでは、障害のある女性からDVなどの相談があった場合も、障害のない女性から相談があった場合と同様に、関係機関としっかりと連携し、支援を行っております。高齢の女性の場合も同様です。また、目の見えない方とは電話相談で、声が出ない、耳が聞こえない方とは筆談で相談に応じ、希望されればセンターから出張して相談に応じています。</p> <p>今の回答についていかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>質問に対して、福祉課から回答が来ていて、郵送いただいたのですが、私は福祉課の対応はお尋ねしてなくて、“女性の相談窓口で” 障害のある女性に対して何をしたらいいか、をお聞きしたかったところで、今日回答いただいたところです。DVや性被害にあっている相談員さんは本当によくやってくださっているとわかっていますが、ジェンダーの観点を持って関わってくださることでも有効な支援ができていると思うのです。ところが障害のある女性は、福祉課にいくように言われて障害者虐待の部署にいくと、ジェンダーに関し素養がない方が対応してくださることになるかもしれないので、方向性が違ってきてしまうことがあります。だから、ケースによっては福祉課がメインになって対応するべきものもあるのかもしれませんが、必ず女性の部門でしかできないものとか、視点を失わせないようなやり方で関わっていただきたい、と思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>いかがですか。</p>
<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>そのあたりは相談員とも話し合っけて気をつけていきたいと思っています。今回お話のところでなかった受け付け方についても、内部でも検討していきながら、より相談につながりやすい形を検討していきたいと思っています。現状では、なかなか人員や組織の強化は難しいところでもあるので、いかにネットワークといいますか、関係機関との連携を強めるかということを当面の課題とし取り組んでいきたいと思っています。引き続き意見をいただければ検討していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>障害者向けのパンフレットがあるということなのですが、障害者でひとくくりにしても様々ですので、そのパンフレットはどのような障害のある方に向けたパンフレットなのでしょう。</p>

人権・男女共同参画課	わかりやすい表現とルビをふったものです。つながりの意味のマークもつけて、これでつながりを意識して使ってもらえれば、と考えています。
委員	QR コードからテキストデータに入れるとかそういう感じですか。
人権・男女共同参画課	QR コードではないのですが、福祉の窓口の機械に、これをかざすと音声で読んでくれるというような仕組みがあります。
委員	そうすると目の見えない方に音声で情報提供できるということですね。わかりました。あとパンフレットですが、例えばホームページに掲載されるときに PDF のままだと視覚障害の方は音声化する読み上げソフトを使えないので、テキストが一番いいのですが、最悪でもワードファイルなどを合わせてあげていただければと思います。聴覚障害のある人は電話ができないし、面接のアポというのはどのようにとっていらっしゃるのですか。電話と面接以外できないということは、メールや FAX は難しいという主旨かなと思うのですが。
人権・男女共同参画課	FAX 等で受けたとしても、職員が 24 時間体制でないため、例えば危険な場合でもそのまま放置されてしまう可能性があります。やはり一番最寄りの窓口、日ごろ行っている窓口で声掛けをいただくと、そこから速やかにウィルながおかに連絡が入る、あるいはウィルながおかの相談窓口が休みの場合は警察につながるとか、そのようにどこか次なるところへつながるような仕組みをネットワークとして作っております。こちらの窓口へダイレクトに、というのが今のところでは難しい状況なのは承知しておりますが、すぐにネットワークでつながるような形をとっておりますし、実際に今そういった相談を受ける中で、一緒に対応しているというケースもいくつかある状況です。
委員	ありがとうございました。
会長	続いて事業No.26、進捗管理表 32 ページ、質問・回答一覧 6 ページをご覧ください。こちらに関しまして、青少年育成課からお願いします。
青少年育成課	(資料No.2、事業No.26【青少年育成活動】について) 事業No.26 青少年育成活動で、「男女共同参画に関わるどのような施策を実行しているのか」という質問をいただきました。こちらの青少年育成活動に

	<p>つきましては、計画の人生の各段階における心身の健康について情報提供や支援を行うというような観点から、心身の成長過程にある思春期の青少年に対しまして、喫煙や交通マナー違反など、心身の健やかな成長の上で注意が必要な行為につきまして、青少年育成員が街頭を見守る中で声掛けをし、自分の健康は自ら守ることや社会のルールを守ることの大切さなどを伝えて、青少年の心身共に健やかな成長を図るための見守り活動や情報提供を行っているところです。また、思春期相談の充実という点から、青少年育成員が青少年育成センターにあります、青少年相談窓口のPRカードを携行しております、悩みを抱える青少年などがいた場合には、必要に応じてこちらの相談窓口のPRカードを渡すなどして情報提供を行えるようにしているところです。</p>
<p>会長</p>	<p>この件に関しましては、私ともう一人、委員から質問があったわけですが、なにか追加で質問ありますか。</p> <p>私が伺いたかったのは、例えば、喫煙や交通ルールというのは男女共同参画の問題ではなくて、もっと一般に公衆道徳の問題、あるいは喫煙に関する健康の問題であろうと思います。その思春期の青少年の問題を抱えてる子たちをどのようにサポートするかという話にひとくくりにしてしまうと、男女共同参画に関しては何をなさっているのかが見えてきません。そのところがどのように行われているのかを伺いたかったのです。他にも福祉課にもかかわる問題の中にも出てくるのですが、直接その問題を担当しているのではない課に、男女共同参画に関わる施策として何をなさっているのか、性差やジェンダーに関わる事例に対して、男女関係なく共通に配慮が出来るようにするために、どのようなことをなさっているのか、それをお聞きしたいのです。ですので、この場合だと青少年に対して、「男女共同参画の観点から」何をなさったか、ということに一言でも触れていただければと思うのですが、その点いかがでしょうか。</p>
<p>青少年育成課</p>	<p>街頭を回る中で、男女関係なく、それこそ青少年であれば、色々な活動の中で健全育成という視点で声掛けをしています。こちらの計画にこの活動が掲載されているということにつきましては、思春期の相談の充実や健康面の危険防止等そういった行動を、青少年育成員が目配りして声掛けをすることで、心身の健やかな成長を支援していこう、という立場で活動しています。</p>
<p>会長</p>	<p>この年代は基本的に性差がはっきりしてくる年頃でもありますし、そういう過程で問題が生じるとすると、おそらくは女性のほうが性被害にあったり</p>

	<p>とか暴力の被害にあったりとかが頻出してくる年頃で、男性のほうが女性との関係でずいぶん配慮しなければいけないところが増えてきます。そういうところがやはり、青少年全般の健全育成の中で特に配慮しなければいけない問題ということになってくるのではないかと考えられるのです。ですので青少年健全育成をするために、特にこの年代の男性にどういう配慮が必要か、この年代の女性にどういう配慮が必要か、という観点で研究するなり、討論するなり、学習するなりして、そのあたりの視点を固めていただけたらば、と私は願っているところです。よろしく願いいたします。</p> <p>はい、ではよろしいでしょうか。続きまして、では事業No.27、進捗管理表33 ページ、質問・回答一覧7 ページをご覧ください。長寿はつらつ課から説明お願いいたします。</p>
長寿はつらつ課	<p>(資料No.2、事業No.27【介護予防事業】について)</p> <p>事業No.27 につきまして、「介護予防事業という事業の中で男女共同参画に関わるどんな施策を実行したのか説明してください」という質問をいただきました。回答といたしましては、基本計画の主要施策「男女の生涯を通じた健康支援」を達成できるよう、性別を問わず高齢者を対象に、運動機能向上や認知症予防等に関する教室を開催することで、心身の健康についての学習機会を提供し、高齢者への健康支援を行いました。高齢者となっても、男女とも生きがいを持ち、対等な立場で社会参画していけるよう、地域において主体的に介護予防に取り組む団体を支援しました。</p>
会長	<p>今の青少年育成課にお話ししたことと同じことなのですが、要するに「男女」と言っているということは性差が存在している、ということです。だからそれを踏まえた上で男女の両性にとって、どちらにも偏らない配慮をするということは、その違いを配慮するというところに繋がっているはずですが、だから一般に両性にとって同じ対応をすれば平等ができるのではなく、それぞれそれに対して、特に問題のあることは高齢者の場合は、女性だったらどんなことがあるのか、男性だったらどんなことがあるのか、ということについてもう少し深く注意を払っていただきたいということが私の質問の主旨なんです。例えば高齢者の場合いろんな健康上の問題がでてくるとすれば、女性に対しては特にどういう配慮が必要なのか、男性に対してはどういう配慮が必要なのか、ということについて担当の皆さまはどのようにお考えになっているのか、そのところをお聞かせいただきたいのですが、いかがですか。</p>
長寿はつらつ課	<p>計画の内容が高齢者を対象に介護予防のための事業、運動機能向上の事業</p>

<p>会長</p>	<p>や認知症予防事業等を行います、ということですので、それに即するように性差に関係なく事業を実施いたしました。</p> <p>ですからそれではまずいって話です。それだと性差に関係ないから平等にしていればいい、という話になるけど、平等にやれば平等が実現できるのではなく、それぞれのもっている問題点に寄り添うことによって、結果的に平等が達成されるのであって、両性に対して同じことをしていれば平等が実現されるわけではない、ということなんですけれども、いかがですか。</p>
<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>今の質問の意味と、説明の内容が少し不釣り合いだということで、実際には介護予防事業の基本計画「男女の生涯を通じた健康支援」という中でも、介護予防の時に保健師は、父親に対する対応とそれをみて母親に対する対応で、男性と女性で必要な対応が実はあって、それについて、保健師はきちんとそのケースケースで対応しています。そのあたりをもう少し具体的にここで回答するというのが主旨だと思います。今後そういったケースを具体的に書けるようにしたいと思います。青少年育成活動も、街頭指導の中ではそれぞれの年代、それから発達段階、男子と女子などに応じて、必要な指導や助言があることを青少年育成員も承知しており、個別に対応していると思います。そのあたりの具体的な対応の例をそれぞれ例示できるように、男女平等にといつているところで、細かい性差の部分を吸収してしまうような書き方をしないように担当課と相談をしたいと思います。事業内容の中には今申し上げた内容は含まれていると考えておりますので、今後回答を作る際にきちんとわかるように検討したいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>事業No.30 も同じ主旨の内容なのですが、進捗管理表の 37 ページ、質問・回答一覧の 7 ページをご覧ください。生活支援課からお願いします。</p>
<p>生活支援課</p>	<p>(資料No.2、事業No.30【生活困窮者自立相談支援事業】について)</p> <p>この事業は貧困等により困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境整備の一環としまして、自立相談支援機関において生活困窮者の抱える課題を評価・分析し、その課題をふまえて作成する自立支援プランをもとに就労支援や家計相談支援を行うほか、関係機関へつなぐなど、問題解決に向けた支援を行っております。また、月2回程度、関係機関が集まりまして支援調整会議を開催し、相談ケースの対応にあたっております。また、女性からの相談に関しましては、離婚による経済的に困窮する方からの相談、養育費に関する相談、相談者自身や家族の障害や疾病に関する相談が多い状況です。こ</p>

<p>会長</p>	<p>これらの相談ケースで生活上の困窮に直面する方がおりますので、相談者の方々の自立を支援するために就労支援や障害サービス取得支援のほか、弁護士、病院等の関係機関へのつなぎ等をおこないまして、相談者それぞれの状況に応じた効果的な対応を行っております。</p> <p>特にこの場合、貧困のために自立ができないということが問題になりますが、ここにはおそらく二つの問題があると思います。一つは、家族をどのように扶養するか、どのように子育てをするか、そのために必要な援助です。もう一つは、この人たちが自立するための経済的な自立の援助です。この二つの問題が絡んでいて、貧困問題を抱えた人それぞれの違いが出てきます。この点についてきめ細かい対応が今度ともなされていきますように、お願いしたいと思います。</p> <p>一応まとめて回答していただいた件に関しましては、以上でいたい用意したものが終わりましたが、各基本項目全体の説明や回答についてその他各委員から質問などありましたら、お願いします。まだ特に質問、さらに今日お話しをききながら質問がある委員がいらっしゃると思いますので、質問をお願いします。どなたかいらっしゃいますか。まだ発言されていない委員の方々から、質問なり意見なりお願いしたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>中小企業の経営者という立場で参加させていただいておりますので、その視点で意見します。働き方改革ということで有給休暇5日必ず取る、などという新しい法律が始まって、私も含めて多くの中小企業の経営者は「大変な事態になったな」ということで戦々恐々としてこの春を迎えたわけですが、結論から言うと、いい法律だと思っています。建前としては法律上有給休暇という権利が保証されているにも関わらず、経営者側はそれを積極的に取るようにも言えないし、従業員の側はなんとなく遠慮がって取らない、というのが中小企業のだいたいの実態だと思います。5日なになんでもそれを取ってもらわないとまずい、罰金30万円という明確な罰則規定が設けられたことによって、実際に5日間というところでやってみたら、意外と仕事への集中力とか割り振りとか、そういう部分にみんながうまく積極的に関わって、職場が明るくなったと感じています。何が言いたいかというと、やはり物事を進めるためには罰則が必要だなと。協力しましょうとか、こんな感じでやりましょうとか、建前の目標を立てたところで物事は進まない、というのを今回の有給休暇5日完全消化というところで私は学びました。今後市役所として条例とかなにかやるときは、罰則をかけられるのかどうなのかわかりませんが、ただ旗を上げるだけでは物事は進まないなと実感しましたので、</p>

委員	<p>何か変化をするときには、そういう視点での取り組みも重要ではないか、ということ意見をさせていただきます。</p> <p>資料の 23 ページをご覧ください。地域防災の関係で、地域防災訓練の充実のところですが、そのなかで一番気になったのが赤十字奉仕団です。たぶんだいたいの団が、特に私の地元では、女性の方がかなり活躍していただいています。男性もいることはいるのですが、やはり女性の方が多いということもありますので、ぜひこの中にも女性が活躍していることを明記していただければ嬉しいなと思います。ちなみに私も長岡の地域事業を少し見ましたが、いくつかに分かれているみたいで、長岡市の赤十字奉仕団は非常訓練とか災害の時の救護とか、青年赤十字奉仕団として赤十字専門学校、長岡技術科学大学の水泳部の方々が溺れた方を救助するということだったり、安全奉仕団であったり、アマチュア無線の赤十字奉仕団もあったり、はり灸あんまの関係の方も救助時に活動したり、あとは加盟団体がありますが、このようにいろいろな団体がある中で特に女性の方が赤十字奉仕団で活躍しております。「女性も活躍している」ということで、明記していただければいいのではないかと思います。それがひとつと、あと 25 ページ、女性消防団の関係になります。学生消防団の関係で実績がかなりありまして、手前味噌になってしましますが、うちの大学でも去年女性 1 名男性 2 名の 3 名の方に、今年は女性 2 名の方に入っていただきました。男性よりも女性の方のほうが積極的に消防団活動、地域の活動に参加しているということもあります。私たち大学のほうも協力しますので、ぜひこの女性の方の消防団活動も推進していただければなと思います。</p>
会長	<p>危機管理防災本部はいかがですか。</p>
危機管理防災本部	<p>今ほど意見をいただきましたとおり、こちらの訓練等で女性の方が参加されているのは把握しております。具体的に何名というのはまだ承知しておりませんので、今後そういったものを把握しながら、報告のところでも紹介させていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>よろしく願いいたします。消防本部はいかがですか。</p>
消防本部総務課	<p>今ほど委員からいただいた意見ですが、学生の女性団員につきましては、現在他の専門学校生も含めて 9 名から消防団活動を行っていただいております。増加までには至っておりませんが、地域防災に興味のある方から参加い</p>

<p>会長</p>	<p>ただいている状況ですので、研修や訓練などについても、こちらで充実させていきながら、加入促進にも努めてまいりたいと思っております。</p> <p>よろしく申し上げます。他に何か質問はありませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>私も前委員と同じ消防団の話をしようと思っていました。私も消防団約30年間で、訓練部長もしておりましたが、やはり将来のことで女性分団も作ってほしいと要望したのですが、その時は拒否されました。そういう件もあるので、最近では女性の消防団員もでてきたということで、非常に素晴らしいなと思っております。それで訓練部長として見ていますと、演習で後方支援として女性の方がアナウンスしたり、またいろいろ行ってるんです。非常に素晴らしいなと思っておりますので、今後とも増やしていただきたいと思っております。また、前委員も言われた通り、学生の消防団員が、若いうちに共同訓練を勉強するのもひとつのいい男女共同参画ですので、そういうのもどんどん進めていただければありがたいなと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>私は農協ですので、農業の視点から意見いたします。いま農協の女性部は少なくなっており、非常に高齢になっています。55歳くらいの人もいるのかな。やはり「参画」と「参加」は違います。年齢が高いので、参画よりも参加のほうが多く、それでも参加してくれればいいよね、という声もあります。ただ、女性協（JA全国女性組織協議会）というのがあるのですが、やはり上の立場にいる方でも、そこに出てこないことがあるんです。新潟県のいろいろな農協の役員さん方とお会いしますが、話したり交流を持ったりしているうちに、「私と同じ考えを持つてる人たちがいっぱいいるんだな」ということがわかってくると、「出てみよう」という気持ちになってくれるのではないかと思います。ですが、今のところみなさんとでも引込み思案で、誰もあまり行きたがりません。午前中とか午後の1日の間だけだったら行く人もいますが、泊まりになっての研修になるともう誰もいかないこともあります。年齢も若い人たちがやってるわけではないので、各家庭のことはわかりませんが、「家を空けたらいけない」という歳でもないのではないかと思います。女性協に入る方たちより、やめていく方のほうが多いのです。メリットがない、という理由で。もう一段階若い方たちの組織をフレッシュミズといいます。その方たちは、男女共同参画の意味がわかる方たちではないかと思っておりますが、その方たちはその後私たちの組織には入ってきません。どこの農協もそうらしいのですが、今の人たちの代でなくなってしまうのかしらと思うことがあります。でも農業、農協というのは、昔の男性だけがやって</p>

	<p>いた時代とは違います。今は女性が農家に入ると、女性は機械を全部使えるようになる、といったことを考えています。重いものを持つことができないから、「じゃあこの機械だったら免許取って私がこれやる」ということです。田んぼに入っている運転している方、オペレーターは女性も非常に多くなってきました。そういうところは、現代の人たちは男女共同参画をわかって、理解してくれているのではないかと思います。さらに参加してくれれば非常にいいなと思っているところです。</p>
会長	<p>農水産政策課では女性団体の育成というところで、なにか対策は考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
農水産政策課	<p>今お話にありましたように、J A農業協同組合とも一緒に各事業を実施しているところです。確かに、いろんなイベントを行いますが、なかなかお忙しかつたりして、参加人数が少ない、というのは事実ですので、引き続きJ Aさんと連携しながら、しっかりと魅力あるような研修会等々を企画運営したいと思っております。また市としましても、いま委員がおっしゃいましたように、やはり男女関係なく、後継者と言いますか、それは農業について喫緊の課題ですので、農業が職業の一つの選択肢となるような政策を積極的に展開していきたいと考えております。</p>
会長	<p>よろしくお願いします。</p>
委員	<p>新長岡市はいくつかの農協があります。川口地域は北魚沼になりますよね、農協が。農協によって見方が違うから、少し難しいのではないかなと思います。農業としてはひとくくりでいいと思いますが、農協になると少し違うのではないかなと思います。</p>
委員	<p>農家の女性はなかなか研修とか講習とかあまり行きたがりません。ただ、例えば純烈とか中澤卓也とかが農協でコンサートをやったとします。そうなるともうあつという間にいっぱいになるのです、女性が。逆にそういうのを利用してアピールするのも策なのではないでしょうか。呼び込みというか、ほんとにあつという間にそういうのになると出るのですが、研修とか講習になるとなかなか農家の女性は出てこないというのが、現状です。参考にさせていただければありがたいです。</p>
委員	<p>一応もうひとつ。女性が参加することが、メリットだと思ってほしいので</p>

<p>会長</p>	<p>す。</p> <p>そういう政策をとっていただけるといいですね。よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>いろいろな方の意見や担当課の返答をきいて、改めて男女共同参画推進社会実現の施策の進行の難しさというのを感じました。学校教育も別に男女共同参画のためにしてるわけではなく、学習指導要領でいろいろやらなくてはいけないことがあり、そこに男女共同参画という網目をかけたときに、他の教科でもやれるのではないかとされていますが、なかなかそこまでは意識してできないな、と考えます。青少年育成課も、メインの施策で「これを目標に」というところがあるわけで、その中で男女共同参画の視点で見たときに改善できることもあります。なかなかそこまで詳細に対応というのは難しいのではないかと、というのを改めて思いました。それから、基本目標の下に内容と実施計画がありますが、その基本目標の文言が大きすぎて、例えば「社会環境を整備する」について、それぞれの課や、もちろん学校もそうですが、それをすることによって目の前の対象として人々にどう変わってほしいのかを具体的に考えることが大切だと思います。例えば小学生であれば、いま男女を意識した指導をしていません。しているのは本当に保健くらいです。みんなで人権を大事にしましょうとか、それぞれ協働して仕事ができるようにしましょうという教育はしています。私たちはその教育を続けていくとやがて、男女の垣根がなくなると思っています。もちろん個体差はあります。それは「男だから、女だから」ではなくて「AさんとBさんの違いでしかない」ということを教えていけば、男女共同で世の中を作っていく社会になるのではないかと、というように描きながら指導しています。もしかしたら担当課がもう少し具体的に、それをすることでどういう人や環境をつくりたいのか、というのを描いたら、さらにうまくいくのかなと思いました。</p>
<p>委員</p>	<p>雇用の面からということで、働きやすい職場環境づくりについてお話を述べたいと思います。いま皆さまご存じの通り働き方改革という言葉が世間で浸透しているところですが、働き方改革、有給休暇をとろう、働きやすい職場環境にしようということで、事業主の皆さんからも協力をいただいています。働きやすい職場環境にするには、どうしても今の人員では不足だということで求人は頂戴するのですが、この状況下の中で人手不足の状況で、ハローワークに求人を出してもなかなか紹介をしてもらえない、ということがあります。するとどうしたらいいか、結局生産性を向上させる以外にはないと</p>

<p>委員</p>	<p>ということで、従業員のキャリアアップですとか、あるいは IT 化、機械化を進めていくということなのですが、そういった面で事業主の皆さんも苦勞されているところでは。その中で従業員で改めて今の仕事のやり方を考えてみたりすると、それによって従業員のコミュニケーションも良くなっていくのではないかと考えております。引き続き皆さま方からも働きやすい環境づくりに協力をいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。</p> <p>資料の 73 ページ、事業No.52 のところに関係してくる話だと思います。私事ですが、7月の末ぐらいに手足口病にかかりました。子供が保育園から持ってきて、私がうつり下の子もうつり、家族の中でかかっていないのは父親だけ、という状況になりました。それまで特段、長岡市で子育てをしていく中で困ったことを感じることなく生活をしていましたが、ついにここで困ったことがありまして、ほぼ家族が全滅してしまったこの状況のときにサポートしてくれる、来てくれるサービスがほしいと思いました。病児保育をしてくれるところがあるかと思い、熱でフラフラした頭で「長岡市 病児保育」とネットで検索したら、そこに連れて行けば保育してくれるサービスはあったのですが、そのときの私の状況だととても連れていける状況ではなかったもので、来てほしいと思いました。もし、存在するのであれば勉強不足で大変申し訳ありません。その時に、まず家族や親戚にフォローをお願いするのが筋かなと思ったのですが、よく考えたら「いやそうでもないな」と思いました。他にそういうサポートがあるのであれば、簡単に頼っていいんだと思い直しました。「家族や親戚にしか頼ってはいけない」「他人に迷惑をかけてはいけない」という考えが強くあればあるほど、支援者が身近にいないから、という理由で子どもがあまりできなくなるのかなと思いました。だからお金が発生したとしても、責任を持って子どもを見てくれる人がいてくれると大変助かりますし、安価ならもちろん、なお良いなことでした。難しいかもしれませんが、訪問型の病児保育が市のほうで実現できたら、こんなに安心なことはないと思います。一般のベビーシッターさんとは信頼度がグッと違うので、できればありがたいです。保護者というか、保育者、子どもの面倒を見るべき人が機能しなくなってしまったときに助けてくれる代わりが欲しい、ということです。核家族化が進んでいく中で、「親だから、母親だから」「根性でそういう修羅場は乗り越えろ、がんばれ」というだけでは、全てができない時代になってきていると思いました。通用しなくなってくるところがあると思います、根性だけでは。さらに母子家庭だったら、これは深刻な事案になっても仕方がないような状況だと思いました。</p>
-----------	--

会長	今日は保育課は出席されていますか。
事務局	本日、欠席しておりますので、どういう状況か調べて後ほどお答えします。
委員	<p>病児・病後児に対する援助ではありませんが、利用できるサービスとすれば57ページ、ファミリー・サポート・センターがあると思います。このサービスは全国的に行っていますが、依頼会員、預けたい会員と、提供会員、預かりたい会員が事前に顔合わせなどをしておくという形になります。知らない人に預けるのではなくて事前に顔合わせをして、「困ったときお願いね」という形のサービスがあります。ただ、お金はかかります。私のところの地元は1時間700円くらいでした。</p>
委員	<p>ありがとうございます。子どもが生まれたときぜひそれを利用したいと思って、どちらの会員にもなりたいなと思ったのですが、まだできていなく、帰ったら調べたいと思います。</p>
会長	<p>市も、何かを方策をもう少し考えていただければ嬉しいかと思います。</p>
	<p>(3) 意見交換</p>
会長	意見交換に移りたいと思います。
委員	<p>男女共同参画に関する調査・研究報告書(案)ですが、4ページ、資料No.4です。調査・研究の報告書を作っていただいてありがたいのですが、ここに全体概要の①のふたつめの三段目、「見る人に「市は介護は女性がするものだ」という考え方を持ってる」と思われる恐れがある。」とか、4つめ「炊事は女性だけがするものではなく、男女が協力してするものという印象を受けた。」とか、あとは最後の「家族のイラストの母親と思われる人が、エプロンを身につけていた。家事＝女性・母親というイメージがついているのではないかと思われる。また、そのイメージが見る人に植え付ける恐れがある。」と書いてありますが、実際は誰もみなバイアス(偏見)を持っていますので、植え付ける必要どころか、私たちが持っていることをもっと自覚しなくてはならないと思います。というのは、無意識のバイアスということで、全然わからないうちに私たちは子どもの時から、親や親戚、社会から刷り込まれている部分があり、いろんな形で持っていてそれが当たり前になり、いま男女共同参画の足に引っかかって、なかなか進めないという現状があります。無意識のバイアスをもっと私たちが自覚しないと前に進めないと思います。</p>

<p>人権・男女共同参画課</p>	<p>「恐れがある」のではなくて、みんなが持っていることを前提に進めていかないとはいえないかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>今回の調査は内部の職員が行ってまとめたものですが、いま委員から意見があったとおり、そういったバイアスの視点もいれて、具体的な対応についての検討の時には表現を改めてまとめたいと思います。基本的には概ね問題ないと考えています。イラストや写真に若干の恐れがあるということで、そのあたりは精査して、最終的な報告をまとめたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>私がこれを見て思いましたのが、報告書をまとめることに意味があるというよりは、これは継続的にする作業で、続けることに意味があるのではないのでしょうか。計画年度が令和3年までだからそれまでに報告書をまとめて成果をあげました、ではなく、毎回これから長岡市役所が広報活動を行っている限り、ずっとみんなでチェックしていこうという話ですから、それについてのチェックをしました、今年はこうでした、という報告が毎年出るものだと思っていました。ですので30年度のところに記載があって、31年度ないしは令和元年のところに記載がないのは変ではないか、という指摘を私はしました。そして、それが令和3年度までが計画期間だからその時に報告書を出す、というのではなくて、今年の広報の印刷物等のチェックをした結果、今年はこのようのが指摘されました、今年はこのようでした、というように毎年続けるものだと考えていました。ですので、私には、ここに(案)がついていることが不思議なのです。毎年報告書を出していくはずなのに、ここに(案)がついている、というのがよくわからなかったのです。令和3年になったら、計画年度が終わったからやめましょう、ではないようにしていただけないかと思っています。これをまとめてチェックしていく活動自体が、私たちが抱え込んでしまっているバイアスをみんなでチェックして気づいていくようにする、という作業になります。ですので、これからも頑張っていただきたいと思っています。よろしくお願いします。</p> <p>それでは今日は、皆様の意見がいろいろありましたが、可能な部分は施策に反映していただくなど、今後の長岡市の男女共同参画施策の推進につなげていただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議事は終了いたします。進行を事務局にお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>会長、委員の皆さま、長時間の審議をありがとうございました。本日皆さまからいただきました意見を踏まえて、着実に計画を進めていきたいと考えております。なお、本日の会議録につきましては、長岡市ホームページ上に</p>

	公開させていただきますので了承ください。 以上をもちまして、長岡市男女共同参画審議会を終了いたします。
8 (出席委員の署名欄)	(略)
9 会議資料	別添のとおり